

代官山法律税務事務所 報酬規程

【法律相談】

法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5,000円から1万円の範囲内の一定額
	一般法律相談料	30分ごとに5,000円以上2万5,000円以下
書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額

【民事事件】

1. 訴訟事件（手形・小切手・訴訟事件を除く）、非訟・家事審理事件・行政事件・仲裁事件	事件の経済的な利益の額 （価格の例示）	着手金 *最低額は10万円	報酬金
	300万円以下	2%	16%
	300万円を超え3,000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
	3,000万円を超え3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
	3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円
2. 調停事件及び示談交渉事件報酬の種類 弁護士報酬の額	1.に準ずる。 ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 *示談交渉から調停、示談交渉から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1.または5.の額の2分の1		
3. 契約締結交渉	事件の経済的な利益の額 （価格の例示）	着手金 *最低額は10万円	報酬金
	300万円以下	2%	4%
	300万円を超え3,000万円以下	1%+3万円	2%+6万円
	3,000万円を超え3億円以下	0.5%+18万円	1%+36万円
	3億円を超える場合	0.3%+78万円	0.6%+156万円
4. 督促手続事件	着手金 3.の2分の1 *着手金の最低額5万円		
	報酬金 1.または5.の額の2分の1 *報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求できる。		

5.手形・小切手訴訟事件	事件の経済的な利益の額 (価格の例示)		着手金 *最低額は10万円	報酬金
	300万円以下		4%	8%
	300万円を超え3,000万円以下		2.5%+4.5万円	5%+9万円
	3,000万円を超え3億円以下		1.5%+34.5万円	3%+69万円
	3億円を超える場合		1%+184.5万円	2%+369万円
6.離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金・報奨金 それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 *離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 *財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に1.または2.による。		
	訴訟事件	着手金・報奨金 それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 *離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、前期の額の2分の1 *財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に1.または2.による。		
7.境界に関する案件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 *1.の額が上記の額より上回る場合は、1.による。		
注：6.7.の着手金及び報酬金は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理の繁簡等を考慮して増減額することができる。				
8.借地非訴訟事件	着手金	借地権の額が5,000万円以下の場合、20万円から50万円の範囲内の額 借地権の額が5,000万円を超える場合、上記の「標準となる額」に5,000万円を超える部分0.5%を加算した額		
	報酬金	申立人の場合 【申立の認容】借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1.による 【相手方の介入権の認容】財産上の給付額の2分の1の額として、1.による		

		<p>相手方の場合</p> <p>【申立の却下又は介入権の認容】借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1.による</p> <p>【賃料の増額等の認容】賃料増額分の7年分を経済的利益として、1.による</p> <p>【財産上の給付の容認】財産上の給付額を経済的利益の額として1.による</p>
9.保全命令申立事件等	着手金	1.の着手金の額の2分の1 ※着手金の最低額10万円 審尋または口頭弁論を経たときは、1.着手金の3分の2
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき、1.の報酬金の額の3分の1 本来の目的を達したとき、1.の報酬金に準じて受けることができる
10.民事執行事件	民事執行事件	着手金 1.の着手金の額の2分の1 報酬金 1.の報酬金の額の4分の1
	執行停止事件	着手金 1.の着手金の額の2分の1 報酬金 事件が重大又は複雑なとき、1.の報酬金の額の4分の1
11. 破産・和議・会社整理・特別精算・会社更生の申立事件・	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じそれぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 20万円以上 (3)自己破産以上の破産 50万円以上 (4)事業者の和議 100万円以上 (5)非事業者の和議 30万円以上 (6)会社整理 100万円以上 (7)特別清算 100万円以上 (8)会社更生 200万円以上
	報酬金	1. に準ずる（この場合経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する。） ただし、上記の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る
12.任意整理事件（11.の各案件に該当しない債務整理案件）	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じそれぞれ次に掲げる額 (1)事業者の任意整理 50万円以上 (2)非事業者任意整理 20万円以上

	報酬金	<p>イ. 事件が清算により終了したとき</p> <p>(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下に同じ）につき</p> <p>500万円以下 15%</p> <p>500万円を超え1000万円以下 10%+25万円</p> <p>1000万円を超え5000万円以下 8%+45万円</p> <p>5000万円を超え1億円以下 6%+145万円</p> <p>1億円以上 5%+245万円</p> <p>ロ. 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11.の報酬金に準ずる</p> <p>ハ. 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イ.ロ.に定めるほか、相応の報酬金を受けることができる</p>
13.行政上の審査請求、異議申立、再審請求、その他の不服申立案件	着手金 報酬金	<p>1. の着手金の額の3分の2</p> <p>* 着手金の最低額10万円</p> <p>2. の報酬金の額の2分の1</p> <p>* 審尋又は口頭審理等を経た時は1.に準ずる</p>

【刑事事件】

1.起訴前及び起訴後 (第1審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
	報酬金	<p>起訴前</p> <p>不起訴…20万円から50万円の範囲内の額</p> <p>求略式命令…上記の額を超えない額</p> <p>起訴後</p> <p>計の執行猶予…20万円から50万円の範囲内</p> <p>求刑された刑が軽減された場合…上記の額を超えない額</p>
2.起訴前及び起訴後の1.以外の事件及び再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の額以上
	報酬金	<p>起訴前</p> <p>不起訴…20万円から50万円の範囲内以上</p> <p>求略式命令…上記の額を超えない額</p>

		<p>起訴後</p> <p>刑の執行猶予…20万円から50万円の範囲内の額 求刑された刑が軽減された場合 …軽減の程度による相当額</p> <p>検察官上訴が棄却された場合 …20万円から50万円の範囲内の一定額以上</p>
3.再審請求事件	着手金 報酬金	<p>20万円から50万円の範囲内の一定額以上</p> <p>着手金に準ずる</p>
4.保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由の開示等の申立	着手金 報酬金	<p>依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものは別に受けることができる。</p>
5.告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき10万円以上
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる